保健師 最前線

来られる方の不利益にならないよう 法的根拠をしっかり把握したい





障害者高齢者支援課サービス係、今井さんの職場だ。この保健師を訪ねるシリーズは随分長く続いているが、初めて出会う仕事だ。どういうことを? 「仕事の内容がわかって貰い難いので、私は適任でない、と断ったんですけどね」

笑いながら仕事の内容を説明してくれた。障害者手帳を持つ障害者と介護保険は適用されないが、一時的に生活支援を必要とする高齢者を対象に、相談、 支援業務をするのが仕事。サービス係を担当するようになって四年目になる。

昨年四月から障害者自立支援法が施行されて仕事の内容も大きく変わった。 措置制度から契約制度になった。サービス利用申請が出されると程度区分の調査をすることになる。市内を三地域に分けて担当している。

「私たちの仕事は間口が広いので、まず、相談される方が何を要望しておられるのか、しっかりコミュニケーションをとることが重要です。それから、その要望に対応するには、どんな制度があるかを熟知していなければなりません」

自分の思っていること、してほしいことを、的確に表現できる人ばかりではない。そんな場合でも、よく聞いて、最適の制度を考える。うまくいった時に

は喜ばれることもある。

「喜ばれてうれしいというより、なんでも知っておかないと仕事にならないな、 と思います。法的根拠をしっかり把握して、来られる方の不利益にならないよ うにしたいです」

何事も体験、覚えることばかり、という今井さんだ。